

トランス女性と女性スペースの法理

山崎 文夫

はじめに

- 一 性同一性障害と多様なトランスジェンダー
- 二 イギリスにおけるトランス女性と女性スペース・信条の自由

三 わが国の信条の自由・女性スペース問題
結び

はじめに

現在、性同一性障害者特例法（二〇〇三年）の規定する性別取扱変更の審判を受けていない身体男性で性自認が女性の性同一性障害者・トランスジェンダー女性（MTF≒Male-To-Female・以下トランス女性 trans women）による職場女性トイレ等の女性スペース（woman's space）使用の可否と態様が法的問題となっている。本稿は、この問題の前提であるトランスジェンダー概念の多様性を示したうえで、問題が性差別ではなく、性別適合差別（gender reassignment

discrimination)の特例 (exceptions)の問題として議論され、議論が女性スペースを主張する女性の雇用保護、信条の自由及び表現の自由保障にも及ぶイギリス法理を検討し、それを手掛かりとして、法理は異なるが、わが国の法的状況を検討するものである。

一 性同一性障害と多様なトランスジェンダー

1 性同一性障害(者)

特例法二条は、「この法律において『性同一性障害者』とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別……であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」と定義する。四条は、三条一項各号の要件(一)一八歳以上であること、二一現に婚姻をしていないこと、三現に未成年の子がないこと、四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること(生殖機能喪失)、五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること(外性器外観)を満たし性別取扱変更の審判を受けた者は、法令規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすと規定する。

同法の定義は医学的(生物学的)判断に基づくものであるが、健康問題の診断及びモニター援助のために標準化データ及び用語を提供するWHO・疾病及び健康関連問題国際統計分類第一版(ICD-11)では、性同一性障害(gender

identity disorder) は性別不適合 (gender incongruence) とされ、精神障害ではなく、性的健康関連状態 (Conditions related to sexual health) 疾病である。アメリカ精神医学会の診断基準 DSM-5⁽⁶⁾でも、それは性別違和 (gender dysphoria) と呼ぶ障害という言葉を使わない。

特例法三条一項四号・五号が求める性別適合手術は、身体の性を反対の性に近づけるもので身体の性を変えるものではない。同法も生物学的な性別まで変更するものではない。⁽⁷⁾

2 トランスジェンダー

性同一性障害とは異なり、トランスジェンダー (transgender) は、医学的には疾患名ではなく、⁽³⁾ 診断基準もなく、既存の性別に対する様々な違和感に対するあくまでも「自称概念」であり、はつきりした定義もない。⁽⁴⁾

この言葉は、一九九〇年代半ば、トランスセクシュアル (transsexual) 性転換症非性同一性障害、トランスベスタイト (transvestites) 異性服装で性的快楽を得る人、クロストレッサー (異性服装者)、ジェンダーがあいまいな人、性器があいまいな人その他のゲイやレスビアン研究の対象となっていない幅広いジェンダー・マイノリティ研究のために用いられるようになったものである。⁽⁵⁾

WHOでは、それはジェンダーの内的感覚が出生時に割り当てられたジェンダーとは異なる人々の多様なグループを示す総称 (umbrella term) である。その人々の一部は、医学的又は外科的性別移行をしようとするが、他の人はそうしようとしな⁽⁶⁾い。

二〇〇八年特例法改正に関わったゲイの元参議院議員も、これに従⁽⁷⁾う。

日本学術会議 L G B T I 権利保障分科会は、それを生まれたときの身体的性別と性自認が一致しないケースと過度に単純化する。⁽⁸⁾

わが国の当事者活動家には、それには性についての社会的、文化的、身体的その他のあらゆる多様な概念が含まれるとするもの、女装者・非性同一性障害トランスジェンダーと自称し性同一性障害者と女装者を明確に区分・差異化できるというのは幻想・虚構とするもの、自分をカテゴライズする言葉を失ったなどと明確にそれを定義しないものがある。LGBT団体も、それを明確に定義せず、当事者が自身をどのように表現(自称)するかは人によってさまざまとし、現在よく使われる言葉として、性同一性障害者、トランス男性、トランス女性、トランスセクシュアル、Xジェンダーを挙げ、実際にはこのほかいろいろあるとする。性を選ばないXジェンダーは、MTF、FTM(=Female-To-Male)等のカテゴリーへの異議申立として当事者により名乗られたものである。

3 日米英関係法令

性同一性障害とトランスジェンダーの多様性に関連する法令として、断片的だが、日米英各国に次のような法令がある。

わが国の特例法に関連し、刑事施設法は、性別分離収容(四条)と戸籍や生物学的・身体的特徴に基づく男女判定を前提に、特段の事情が認められない限り性別処遇を行うものとし(行政処分差止請求事件・名古屋地判平一八・八一〇裁判所HP)、法務省通知(性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について、平成二七年一〇月一日付法務省矯成二六三二号)は、二人以上の医師の診断を受けていないが障害を有すると認められるものを「同障害と同様の傾向を有する者」として処遇するが、服装倒錯フェティシズム(性的興奮目的に異性服装するもの)、両性役割服装転換症(生活の一部を異性服装で過ごすもの)、自己女性化性愛(男性で女性と想像し性的興奮するもの)、同性愛等は含まないとする。

アメリカ合衆国では、トランスジェンダーであることを理由とする解雇は一九六四年公民権法第七編の性差別(6)

discrimination)に当たるとした連邦最高裁二〇二〇年六月一五日ポストック事件・サルダ事件・ステイブンス事件判決のステイブンス事件は、トランスセクシュアルと診断されたMTFが適合手術前に一年間女性として働きたいとの手紙を使用者に送ったところ解雇された事案である。障害を持つアメリカ人法(Americans with Disabilities Act of 1990)は、障害との文言は、トランスセクスティスム、トランスセクシュアリズム、小児性愛、露出症、窃視症、身体障害に起因しない性同一性障害その他の性行動障害(other sexual behavior disorders)を含まないと規定し、トランスセクシュアルや性同一性障害は同法上障害ではないとする(42 U.S. Code §12211)。出生証明書の性別変更は州法により異なり、適合手術を必要とする州(ウィスコンシン、フロリダ)、適合手術又は専門医証明書を必要とする州(ペンシルバニア、オレゴン、バージニア、テキサス)、適合手術又は染色体数の証明を必要とする州(アリゾナ)等がある。¹⁶⁾

イギリス二〇〇四年性認定法(Gender Recognition Act 2004)では、出生証明書の性別変更には専門医証明書(三条一項)又は適合手術(同三項)が必要である。イギリス二〇一〇年平等法(Equality Act 2010)は、「四条(保護特性)次に掲げる特性を〔同法で保護される〕保護特性(protected characteristics)とする。／年齢、障害、性別適合(gender reassignment)、婚姻及びシビル・パートナーシップ、妊娠及び母性、人種、宗教又は信条、性、性的指向。」と規定し、「七条(性別適合)(1)人が生理学的その他の性的属性を変更することによりその性を適合させる目的でプロセス(又はその一部)を行おうとする、行いつつある又は行つたとき、性別適合の保護特性を有する。」と規定する。七条にいう性別適合プロセスには、職場マネージャへの性別移行意思の通告、名前変更や外観変更手術等様々な段階が含まれる。¹⁷⁾

性別適合の保護特性には医学管理、適合手術や性別変更後の性認定証明書(Gender Recognition Certificate)、性認定法附則三、五条)は必ずしも必要ないが、同証明書取得には性別違和との二人以上の医師の診断(性認定法二条)、一八歳以上(二条)、変更申立後二年以上の変更後の性の生活(二条)等が要件である。

二 イギリスにおけるトランス女性と女性スペース・信条の自由

1 イギリスの問題状況

二〇〇三年七月一八日クロフト対ロイヤル・メーラ事件控訴院判決は、適合手術待ちMTFのXが手術前ある段階までジェンダー・ニュートラル障害者トイレ使用を労働組合職場代表も関与して合意したとする雇用控訴審判所判決を支持し、Xは男性で、宗教事情あるエスニック等女性同僚の反対する職場女性トイレ使用を認めないことは、一九七五年性差別禁止法という性差別に当たらないとした。¹⁹⁾

二〇〇四年性認定法では、三条三項の適合手術ではなく、一項の登録専門医証明書によつても、法曹及び医師で構成される性認定委員会(Gender Recognition Panel)により出生証明書の性別変更が可能だが、二〇一八年七月一〇月、政府は、性認定法上の医師の診断要件の廃止、変更申立後二年以上の変更後の性の生活要件の最少六か月への期間短縮、平等待法上の特例であるトイレ等性別スペースを含む性別サービスの見直しの可能性を含み、同法をより性自認の原則に沿ったものにする改正案(平等待法改正案を含む)に関する政府公開諮問(Government Consultation)を行った。²⁰⁾

政府は、公衆又はその一部に対するサービス提供者(service-provider)・「平等待法二九条(サービス提供等)(1)公衆又はその一部へのサービス提供に関わる人(サービス提供者)は、(有償か否かに関わらず)当該サービスを請求する人に對し当該サービスを提供しないことにより差別してはならない。」が、正当な目的のみあつてある限り、性別適合差別に関する平等待法の特例としてトランスジェンダーの人々を性別サービスから排除することは可能とし、当該者に別のサービスを提供するか、サービスを提供しないかは、当該者のニーズと他のユーザーへの影響を考慮してケース

バイケースで提供者が決定することとしていた(提供者の具体例は後述平等人権委員会平等法実務ガイド参照)。

この政府公開諮問に関わって、改正案に反対し女性スペースを主張する女性の雇用保護、信条(belief)の自由及び使用者による彼女への信条差別(belief discrimination)が、現在問題となっている。

フェミニストであるマヤ・フォルステイター(Maya Forstater)氏は、持続可能なビジネスの研究者(税制度)として、シンクタンクである世界開発センター(Center for Global Development・本部ワシントンDC)の研究員(Visiting Fellow、二〇一六年末〜二〇一九年三月・ロンドン事務所「別法人だが本部と単一組織運営」)であったが、同法をよりに性自認の原則に沿ったものにする改正案に反対し、「人の性自認や性表現がどうであれ性(sex)は変えられない(sex is immutable, whatever a person's stated gender identity or gender expression)。」[トランス女性性は女性ではない(Trans women are not women)。]との信条を表明し、女性用トイレ等の生来女性のスペースを主張しツイートするなどしたため、アメリカの同僚の苦情を契機に契約更新されなかったのは二〇一〇年平等法の信条差別に当たるとして、両法人と代表者を被告に雇用審判所(Employment Tribunal)に提訴した。後述のように、フォルステイター氏は、一番で敗訴したものの、その信条は同法で保護されるとの二〇二二年六月一日雇用控訴審判所(Employment Appeal Tribunal)判決を得て、その後、二〇二二年七月六日差戻審雇用審判所判決は、被告らによる同氏への直接差別及び報復行為(victimization・同法二七条)を認定し、同氏勝訴としている。

改正案をめぐる政府公開諮問の期間中、二〇一八年一月一日、リーズ刑事法院が、性認定法三条一項の登録専門医証明書により出生証明書の性別変更を得た、性犯罪歴あるMTF受刑者(強盗傷害)カレン・ホワイトが前年性自認に基づき女子刑務所に入所後女性受刑者二名にした強姦に終身刑判決を下した事件が議論をよんだ(確定・男子刑務所服役)。

二〇一〇年平等法は、「二〇条(宗教又は信条)(1)宗教とは、宗教及び宗教がないことの言及を含む宗教への言及をいう。/ (2)信条とは、宗教的信条又は哲学的信条並びに信条がないことの言及を含む信条への言及をいう。」と規定しており、本件では同氏の信条が哲学的信条(Philosophical belief)に当たるか否かが問題である。

同氏は、提訴後の講演(二〇一九年五月二〇日)で、次のように述べる。⁵⁵⁾

「世界開発と人権に関わる諸組織は、女性を表す言葉がないので、その目標、ポリシー及び研究を明確にするのに苦労しています。」

しかし、皆さんご存じのように、性自認(gender identity)が法的及び実用的カテゴリーとして性を上書き(変更)すべきであるということが、ヨーロッパと北米で世界的エリート達により急に主張されています。

〔国際NGO〕オックスファムのフェミニスト・エイド文書が、かろうじて『性』という言葉に言及しています。ジェンダーと開発に取り組む諸組織は、女性の意味について寡黙になっています。それらは、それが物議をかますことを知っており、女性の生物学的定義のために立ち上がるものや、明確で穏やかな議論の余地を示すものはほとんどありません。

ジョージ・ソロス・オープン・ソサエティ財団創設者のような影響力ある多くの人々やアムネスティ・インターナショナル⁵⁶⁾のような国際的市民社会組織は、政府に、人々が性自認に基づいて反対の性のスペースにアクセスすることを許容するよう呼びかけています。しかし、どれも、それが女性と少女にどのように影響を与えるかに関する分析や議論を促していません。

他の諸組織は、女性と少女に影響を与える問題に取り組み続け、性を意味するときにだけジェンダーといい続けながら、沈黙し、だれもそれらにそれを明確にするよう要求しないことを望んでいるにすぎません。」

OECDも、トランスジェンダーの人々がトイレやロッカールームを使用すると他人を不快にするということを神戸とし、「トランス男性やトランス女性は、みなと同じ理由でトイレやロッカールームを使用します。そうするとき、彼らは他の人と同じように安全、プライバシーと慎みを大事にします。」とするだけである。²⁸⁾

また、同氏は、次のように述べる。

「トランスジェンダー・アイデンティティに関する虐待と差別は、実際、ホモフォビア〔同性愛嫌悪〕の表現であることがあります。」「私は……次のように主張しました。人権保護とパブリック・ポリシーは、その性を問わず、女性と少女にもトランスジェンダーの人々にも必要なのだ。そのために、私たちは明確かつ公然と話し合うことができなければなりません。」「トランス男性〔同氏はトランス女性をこう呼ぶ〕の人権は保護されるべきですが、そうする最善又は唯一の方法は女性のプライバシー、尊厳と安全を弱体化することによってであると思われるはなりません。」「女性の権利と女性スペースへの影響に関心を表明する人々がヘイトや偏見として解雇されてはなりません。」

2 信条の自由・信条差別の論点

フォルステイター氏の提訴について、二〇一九年一月三二日雇用審判所判決は、予備審問で同氏の信条は二〇一〇年平等法では保護されないとして訴えを退けたが、雇用控訴審判所で、同法推進機関である平等人権委員会(Equality and Human Rights Commission)が訴訟参加し、二〇二二年四月二三日付意見書を提出した。²⁹⁾

イギリスでは、一審判決直後、「性は現実ですと述べたことで女性たちが職を失うことを余儀なくされるのですか?」とツイートして同氏を支持した著名な「ハリリー・ポッター」シリーズの作家、J・K・ローリング氏がマスコミやSNS上で反対派からの非難や脅迫の矢面に立たされているほか、大学でも、エセックス大学が反対派学生等に

よるトランスフオビアとの非難や脅迫を受けて同大学が招聘したジョー・フェニックス、オーブン大学教授(犯罪学)とローザ・フリードマン、リーディング大学教授(国際人権法)の講演を二〇一九年末に中止したり(大学は二〇二一年両教授に公開謝罪)、「人は生物学的性を変えることはできない。」と述べたキャスリン・ストック、サセックス大学教授(哲学)が反対派の学生や活動家の三年間にわたる抗議、嫌がらせ、脅迫により同大学で研究を続けることができず二〇二一年秋に辞職を余儀なくされるなどの状況があり、本件に関する学術論稿は期待し難いため、本件の法的論点を理解するための貴重な資料として、この意見書を以下に紹介する。

同委員会は、その提出理由を次のように述べる。

『宗教又は信条の自由の権利を擁護する』……フォルステイター氏は、彼女がトランス女性性ではないとの信条のゆえに契約が更新されなかつたとき差別されたと主張する。雇用審判所は、彼女の信条が二〇一〇年平等法で保護されないと判決した。当委員会は、平等人権法(EQA)が、複雑な思想、良心(Conscience)及び宗教の領域でどのように適用されているかを明らかにするために雇用控訴審判所でこの事件に訴訟参加する。当委員会意見書は、法及び雇用審判所の採用した法的アプローチに関わるものである。それは、同氏の差別申立てが認容されるか否かについて所見を取り又は表明するものではない。

● 法的問題 性は生物学的なもので、かつ変えられないのであり、それゆえ、トランス女性性は女性ではないとの『ジェンダー・クリティカル』な信条(gender critical belief)は、「同法の保護する」哲学的信条ではないのか? この問題の決定に際し、雇用審判所が、信条が保護されるか否かの問題を信条表明方法が保護されるか否かと混同したことは誤りである。

● バックグラウンド……予備審問で同審判所は、彼女の信条は『民主社会において尊重に値せず(not worthy of respect

in a democratic society)『それゆえ二〇一〇年平等法では保護されないと判断した。これは、彼女が、使用者が契約を更新しないと決定したとき彼女の信条のゆえに差別されたとの申立てを続行することができないことを意味した。』
 ……

●当委員会が関わる理由 二〇一〇年平等法は、職場その他の生活領域において宗教的又は哲学的信条のゆえの差別から人々を保護する。これは、高度に物議をかもす又は不快な信条を含みうるが、人種の優越の信条のような極端な信条を含むものではない。

当委員会は、わが国裁判所が、宗教又は信条の自由を確固として守り続けることが重要であると信じる。当委員会は、雇用審判所判決に同意せず、性は生物学的なもので変えられないとの『ジェンダー・クリティカル』な信条は、同法の宗教的又は哲学的信条の保護下にある哲学的信条であると考えた。

当委員会は、雇用控訴審判所が反対の判決をし、物議をかもす信条のゆえに人々が差別及びハラズメントから保護されないままにされることを危惧する。」

同委員会意見書は次のように述べる。

「4 当委員会は、この事件の根本的な問題は高度に物議をかもすものであると述べる。当委員会は、意見書が法及び雇用審判所裁判官の法的アプローチに向けられたものであることを明らかにしようとする。それは、原告が信条を明らかにした(又は明らかにしなかった)方法に関する当委員会の所見を示すものと解されてはならない。当委員会は、これらの問題が将来、とくにこの事件が差し戻された場合の問題であり、当委員会が所見を表明することは不適切であると留意している。

●問題……審理において、同裁判官の唯一の問題は、原告の依拠する哲学的信条が二〇一〇年平等法一〇条の射程に

含まれるか否かであった。……

●法律……〔政府平等局等による同法〕注釈(The Explanatory Notes)は、一〇条の意味について次のようにガイダンスする。

『ヨーロッパ人権条約九条の保障する思想、良心及び宗教の自由には広い定義がある。同条の主要な、目的による制限は、宗教は明確な構造及び信条システムがなければならず……民主社会で尊重されるに値するものでなければならず、人間の尊厳と両立し、かつ、他者の基本的権利に抵触するものであってはならないということである。』

人権条約九条は、次のように規定する。「九条(思想、良心及び宗教の自由) 1 すべての人は、思想、良心及び宗教の自由を有する。この権利は、その宗教又は信条を変える自由、及び、一人で又は他者と共に、かつ、公的又は私的に、崇拜、教示、実践及び遵守において、その宗教又は信条を表明する自由を含む。／2 人の宗教又は信条を表明する自由は、法に規定され、かつ、民主社会の公的安全の利益に必要な、公的秩序、健康若しくはモラルのために必要な、又は他者の権利及び自由の保護に必要な制限にのみ従う。」

ヨーロッパ人権裁判所(European Court of Human Rights)は、一九八二年二月二五日キャンベル及びコーサンズ対連合王国事件判決で、スコットランド国立学校で教師が懲罰として生徒の手のひらを革製ストラップで打つ体罰に反対する親の信念(convictions)は、同条約九条の保護する信条に当たると判示した。¹²⁾

同判決は、同条約附則二の二条「何人も教育を受ける権利を拒絶されない。それが教育及び教授に関して任じる権能の行使において、国は、親の宗教的及び哲学的信念に従い、かかる教育及び教授を確保するために親の権利を尊重しなければならない。」という信念は、表現の自由を保障する同条約一〇条¹³⁾にいう意見(opinions)や考え(ideas)の同義語ではなく、ある水準の適切性(cogency)、真摯性(seriousness)、筋が通ったものであること(cohesion)及び重要性

(importance)に達する所見である九条の信条に近似すると解する。

意見書は、続けて述べる。

「10 グレンジャー基準及びその当委員会行動準則への反映は、ある信条が〔平等法〕一〇条の目的に関して保護される信条か否かを決定する枠組みを提供する……。」

グレンジャー基準とは、労働者の宗教又は信条保護に関する二〇〇三年雇用平等(思想又は信条)規則(Employment Equality (Religion or Belief) Regulation 2003)に関わるグレンジャー事件雇用控訴審判所判決(Granger plc v Nicholson [2010] IRLR 4, EAT)が示す次の五基準をいう。①当該信条は真摯に保持されたものでなければならぬ、②当該信条は信条でなければならず、現状の利用可能な情報に基づく意見又は見方であってはならない、③当該信条は、人の生活及び行動の重大かつ実質的な側面に関する信条でなければならぬ、④当該信条は、あるレベルの適切性、真摯性、筋が通ったもの及び重要性に達するものでなければならぬ、⑤当該信条は、民主社会で尊重に値するものでなければならず、人の尊厳と両立し、かつ、他者の基本的権利に抵触するものであってはならない。

同判決は、住宅不動産業グレンジャーによる労働者解雇に関して、壊滅的気候変動を避けるため炭素排出の早急な削減が必要との信条を有し、他の者に炭素排出削減を勧めていた者の科学に基づく信条は、二〇一〇年平等法で保護される信条であると判示する。

意見書は、続けて次のように述べる。

「11 注釈、グレンジャー基準及び行動準則に由来する多くの重要事項がある。

a 第一に、〔人権条約〕九条は、〔平等法〕一〇条の保護射程を決定することに関わるものであり、九条に関するヨーロッパ人権裁判所及び国内裁判所の判例も一致して認めるように、信条表明は、ある信条が保護されるか否かの問

題に関わるものではない……。

b 第二に、信条は民主社会において尊重に値するものでなければならぬとの要件は、『人種的優越』や『違法行為に関与するカルト』……のような極端な信条のみを除外するものである。これについて、『人権条約』一七条(権利濫用禁止)は、信条が民主社会において尊重に値するか否かを決定することに関わるものである……。これは、ある信条がある人々又は多くの人々にひどく不快であるというだけで保護されないことを意味しない(典型例として同性愛関係は罪深いとの信条(Eweida and O'rs v UK (2013) 57 EHR 8……)・中絶は間違っているとの信条(Grimmark v Sweden (2020) Application no. 43726/17)がある)。多様性と多元主義の尊重は、条約を支える民主的価値の中心にあり、『自由かつ多元主義の社会は、多くの又はほとんどの人が、まったく容認できないと思うあらゆる種類の所見を許容することを予期しなければならない』……。

c 第三に、信条は有神論者のものでも、あることが科学的現実であるとの信条に基づくものでもよい……。
12 その他多くの事項が二〇一〇年平等法その他の根拠に見出される。

a 第一に、訴えを明確にするため、その信条とは何かを正確に定義することは、ある信条が一〇条の目的に関し哲學的信条に値するか否かを考察する前に不可欠である……。

b 第二に、ある信条がグレンジャー／九条の閾値に適合するか否かを決定するための閾値は低い(R (Williamson) v Secretary of State for Education and Employment [2005] 2 AC 246……)。……

e 第五に……ある信条が一〇条の射程に入るか否かの問題は、その伝えられた表明(Manifestation)を参照することによりテストされてはならない。信条の事実とその表明は別であり、区別が重要である。……表明はいかなる場合にも、ある信条がグレンジャー閾値を満たすか否かを決定する有用な道具ではない。……さらに、当該表明が当該信条

と因果関係があるとは当然には考えられない。……クリスチャンでないと思はれたがゆえに職を拒絶された(直接差別)人は、一〇条により保護されるが、明らかに表明は関わりがない……。……エホバの証人による伝道(表明)は、それが過度に押しつけがましい場合には九条により保護されないであろうが、エホバの証人が保護される宗教的信条を有することに疑いはない。……」

そして、意見書は、一審判決について次のように述べる。

「13 雇用審判所は、原告の信条……が一〇条の射程内に入るか否かを決定する際にアプローチを誤った。

14 同審判所は、第五基準(「民主社会で尊重に値し、人の尊厳と両立しないものではなく、かつ、他の人の基本的権利に抵触しない」)を除き、すべてのグレンジャー基準を満たすと認定した。この結論に至る際に、同審判所は、原告の信条の価値及び有効性について価値判断したことは明らかである。……

15 さらに、同審判所は、変えられない生物学的性の存在及びジェンダーに関する臨床的証拠……を考慮し……この文脈において、原告の信条の価値判断をした。

16 これらの誤りは、同審判所の信条と表明の混同が一部寄与する。上記のように、これらは別個の問題である。同審判所は、信条が保護されるか否かの決定に際し、原告が信条を表明した又は表明するとされる方法を考慮したことには明らかである。例えば、ミスジェンダリング (misgendering) (「トランス女性性をトランス男性と呼ぶこと」) を……。さらに、同審判所が表明を信条の地位考察の一側面として取り扱ったことは、原告の一〇条の権利がバランス上重きを置かれていないことを意味する。……

17 その結果、同審判所は、その職務を見失った。同審判所は、原告の述べた信条を『性は変えられない』と正しく識別した。同審判所は、また、原告の『アプローチ……は、現在、法により広く採用されており、未だに性は、出生

証明書において定めているようにバイナリ(binary)〔男女二分法〕で取り扱われていること』も認めた……。

……さらに、二〇一〇年平等法自身が、性は変えられないとの宗教的信条は保護されると認めている。

……同法附則三、二四条は、宗教儀式で婚姻を承認又は厳粛化する人〔聖職者〕が、ひとのジェンダーが性認定証明書（一九四九年婚姻法五八条）で取得されたとき、それを拒絶することは違法な性別適合差別に当たらないと〔特例を〕規定する。すなわち、彼らは性は変えられないとの宗教的信条を有するからである。一〇条が明らかにするように、宗教的又は哲学的的信条を区別することに……正当な法的根拠はない。

18 それにもかかわらず同審判所は、『ある水準の適切性、真摯性、筋が通ったものであること及び重要性に達する』……『人の生活及び行動の重要かつ本質的側面に関する』原告の信条は保護されないと結論付けた。

19 同審判所は、原告の信条は保護されると結論付ける問題に至る正しいアプローチをとったが、原告の信条を醜悪なものともなしたと具申する。主張された有害な論じ方がその信条に十分な因果関係があるか否か、及び差別的であるか否かは、責任審理の問題である。』

3 フォルステイター事件雇用控訴審判所判決とその後の状況

二〇二一年六月一日雇用控訴審判所判決は、フォルステイター氏の信条は広く共有されたもので、トランスジェンダーの権利を否定するものではなく、二〇一〇年平等法で保護されるとし、契約更新拒絶について審理を尽くすため雇用審判所に差し戻した。

同判決は、次のように述べる。

「原告の信条は二〇一〇年平等法一〇条の範囲内か？

110 グレンジャー五基準の適切な適用に当たり……：唯一の可能な結論は、原告の信条は二〇一〇年平等法一〇条の範

閉内であると思慮する。

111 基本的に、原告の信条は、『人権条約』一七条の適用を正当化するナチズム又は全体主義に近似する種類に近似するものではない。このことは、それ自体グレンジャー五基準を満たすとみなすに十分な理由である。原告の信条は、ある人には不快かつ忌まわしいと思われるだろうが、雇用審判所が採用した証拠は、彼女が『人間は性を変えられないということ』を認めることは、トランスジェンダーと自認する人々の人権を保護することと両立しない』わけではないと信じていたということである。……このことは、いかなる意味でもトランスジェンダーの人々の権利を破壊しようとする信条声明ではない。それは、ある状況下ではトランスジェンダーの人々を立腹させるものだが、立腹させる可能性は、その信条を全く保護から排除する理由となり得るものではない。

112 本件では……当該信条が民主社会で尊重に値しないとの所見に対立するさらに二つの要素がある。

113 第一に、ジェンダー・クリティカルな信条は原告に特有のものではなく、尊敬される学者の間を含めて広く共有されているという証拠がある。……広く共有された信条は、民主社会で尊重に値しないと非難され得る前に、特に配慮が必要である。

114 第二に、原告の信条は性を変えられないということであり、同審判所が正しく結論付けたように、バイナリは法の構成要素である。……リーディング・ケースは、コルベット対コルベット事件 (Corbett v Corbett [1971] ……) である。……

115 ……〔被告代理人〕ラッセル氏は、コルベット判決が時代遅れ……と主張する。……もちろん社会は一九七一年以来かなり動いている。……しかしながら、性を変えられないことに関するコモンローの立場は変わっていない。あの信条が二〇一〇年平等法の保護を受けるか否かを考えるのは裁判所ではなく、議会の問題である。

116 シビル・パートナーシップ認定法は、婚姻が異性愛者のみに適用されるべきと信じる人の権利を否定しないように、性認定法の『目的に関して』獲得されたジェンダーになることは、原告のようにトランスジェンダーの人々は生物学的に生来の性のままであると信じる人の権利を否定するものではない。二つの信条とも、他の多くの人を不快にし苦痛を与えるかもしれないが、それらは多元社会で許容され、かつ許容されなければならない信条なのである。

結論

117 以上の理由により……雇用審判所が法的判断を誤ったというのが当審判所の判断である。原告の信条が二〇一〇年平等法の範囲内か否かに関して、当審判所は、そうであると判断する。原告申立ての不利益取扱いがその信条のゆえに又はその信条に関わるものであるか否かについて判断するために、事件を新構成の雇用審判所に差し戻す。」

雇用審判所は、二〇二二年七月六日判決で、同氏に対する直接差別及び報復行為を認定し、同氏勝訴としている(救済は後日決定⁽³⁷⁾)。

同判決は、①被告代表者は同氏の信条とその表明を区別しておらず、同氏のツイートは予告されていた正規雇用契約(Senior Fellow)をオファーしない被告決定理由の本質的部分であり、その表現は信条の不快又は不適切な表明ではなく、決定により同氏は信条のゆえに直接差別を受けた、②研究員を更新しない被告決定は同氏の信条のゆえであり、決定により同氏は信条のゆえに直接差別を受けた、③提訴後被告ウェブサイトの同氏プロフィール削除により同氏は報復行為を受けたと判断した(同法第二部第二章禁止行為)二七条(報復行為)(1) 次に掲げることのいずれかを理由として、ある人Aが他の人Bに不利益を与えたとき、AはBに報復行為をする。/(a) Bがこの法律で保護される行為をすること〔提訴等⁽³⁸⁾〕。

同判決に続き、同月七月二十七日、雇用審判所は、レスピアンの弁護士(barrister)アリソン・ベイリー氏が性認定法

改正案政府公開諮問に関連して行ったジェンダー・クリティカルな信条によるツイートに関して、所属法人が同僚による彼女へのトランスフォビアの苦情について調査を行うとツイートしたことにより彼女は哲学的信条のゆえに直接差別を受け、また、調査の結果、法人が彼女の二つのツイートが弁護士会標準規約の義務に違反する恐れがあると認定したことは報復行為に当たるとして、法人に対し彼女に二万二千ポンドの慰謝料支払いを命じる判決を下している。³⁹

4 平等人権委員会女性スペース平等法実務ガイド

平等人権委員会は、前述したサービス提供者(平等法一九条)に関して、これらの判決前の同年四月、病院・介護施設、DVシェルター・性犯罪被害者ケア施設、ホームレス施設、コミュニティ・センター、小売業、接客サービス業、スポーツクラブなどの公衆に物品、施設又はサービスを提供するサービス提供者に向け、シングル・セックス・スペースに関する平等法実務ガイドを公表した。⁴⁰ 同ガイドは、平等法は性に関する規定の特例として、特定の状況の下で性別サービスや一方の性向けサービスを許容していること、トランスジェンダーに対するサービス制限も、性別適合に関する規定の特例として、関係者のプライバシー、尊厳(dignity)、トラウマ防止、健康及び安全確保等の正当な目的にかんがう措置でなければならないこと、トランスジェンダーへのサービス提供に関しては、トランスジェンダーとともに他のサービス・ユーザーへの影響、そのニーズ等についてもバランスをとり、トランスジェンダーのアクセス排除、制限又は変更の十分な理由を示さなければならないことなどとしている。

三 わが国の信条の自由・女性スペース問題

1 信条の自由

日本国憲法一四条一項は、国民は信条 (creed)、性別により政治的、経済的又は社会的関係において差別されない⁽⁴⁾と規定し、一九条は思想及び良心の自由を、二〇条は信教 (religion) の自由を、二一条は表現の自由を保障する。また、労働基準法三条は、使用者は、労働者の信条を理由として労働条件について差別的取扱をしてはならないと規定する。

同条の信条が宗教的信念のみならず政治的信念を含むことに異論はないが、現在では、信条は、思想、信条、そのほか人の内心におけるものの考え方を意味し、宗教的信条、その他の諸々の信条を含むと解されている⁽⁵⁾。わが国では宗教や信条に関わる職場トラブルはこれまで稀にしか顕在化してこなかったが、使用者が、女性トイレ等に関して労働者のジェンダー・クリティカルな信条を理由として不利益取扱いをすれば三条違反となるし、上記憲法人権規定の民法一条、九〇条、不法行為規定等を介した間接適用により労働者の利益を保護することも可能である⁽⁶⁾。三菱樹脂事件・最大判昭四八・一二・一二民集二七卷一一号一五三六頁。女子更衣室ビデオ盗撮に関してはこれまでに、使用者は、雇用契約に付随して労働者のプライバシーが侵害されることのないように、また、関連発言をした労働者が意に反して退職することのないように職場環境を整える義務があるとされている(京都セクハラ(呉服販売会社)事件・京都地判平九・四・一七労働判例七一六号四九頁)。

信条の表明である具体的言動次第では労働者の処分は可能だが(日紡貝塚事件・最三小判昭三〇・一一・一二民集

九卷一二号一七九三頁）、信仰事情を知る使用者から宗教に無関係な講習として参加を命じられた労働者は、自己の信仰する宗教と異なる宗教の神社参拝行事等に参加することを拒む権利を保障されており、また、神社修養団道場長から誹謗された宗教を信仰する者が抗議し自己の宗教の立場から事実の誤りを指摘することは、宗教上の信念の表現行為で、その態度が穏当を欠いていない限り何ら非難されるべき行為ではないなどとして懲戒解雇が無効とされている（三重宇部生コンクリート工業事件・名古屋地判昭三八・四・二二六労民集一四卷二号六六八頁）。適切な表現を用いる限り相手の信仰する宗教に批判的な意見を述べることは社会的相当性を有するのである（損害賠償請求事件・佐賀地判平二六・四・二五 LEX/DB25503746、同・福岡高判平二七・四・二〇 LEX/DB25540289）。

2 女性スペース問題

女性スペースについては、経済産業省事件判決で認められた「性自認に基づいた性別で社会生活を送る法律上保護された法的利益」をめぐる議論がある。

同事件は、次の異動を機に女性として勤務を要望し、性別適合手術を近い将来受けることを希望するが、皮膚アレルギー、うつ病、過敏性腸症候群のため長期間（提訴時で六年）手術を受けず、特例法三条一項四号の生殖機能喪失要件及び五号の外生殖器外観要件を欠き、性別取扱変更の審判も受けていない、性同一性障害者と診断された MTF の経産省職員 X が、審判を受けるまでの経過措置として X の同意を得て定められた、他の職員に配慮し職場階（九階）とその上下各一階のみ女性トイレ使用を認めない本件トイレ処遇の下、職場階女性トイレ使用を要求し、損害賠償を請求する等した事案である。

同事件高裁判決（東京高判令三・五・二七労働法律旬報一九九四号三三六頁）は、X について、性自認に基づいた性別で社会生活を送ることは法律上保護された法的利益としたが、国家賠償法判例に従い、同省によるトイレ処遇継続は

注意義務を尽くすことなく漫然としたと認め得る事情は認め難く適法とした。

同判決は女性の羞恥心や性的不安などの性的利益ともいうが、X代理人も主張するように、性自認に基づいた性別で社会生活を送る法的利益はすべての人にある⁽¹⁵⁾。しかも、トランス女性の職場女性トイレ使用の可否及び態様の判断に当たっては、トランス女性と他の女性の両者の利益が考慮されなければならない。審判を受けていないトランス女性⁽¹⁶⁾は、バイナリな法律の下、身体は男性で法律上も男性であるから、生来女性や審判を受けた者とまったく同じ法的利益が認められるわけではない。

現在多方面で標榜されている「ダイバシティ」や「性の多様性」では性的欲望や性行為は言及されていないが、性同一性障害と診断された総務省東北総合通信局長MTF(既婚)が、ホテル女湯脱衣所に女装侵入して下着を窃取し、懲役一年・執行猶予三年の判決を受けて懲戒免職された事件がある(建造物侵入、窃盗被告事件・仙台地判令二・七・一三)LEX/DB2556612、総務省報道資料令和二年七月一三日)。また、MTFが好きになるのは男性というのはステレオタイプな考え方で、そのようなMTFもいるが、性的指向は女性が好きなMTF(既婚三子)やMTF(不手術・既婚三子)、性同一性障害と確信し身体はいじらず女性トイレを使用するMTF(既婚一子)もいる⁽¹⁷⁾。

社会心理学では、女性の羞恥心は防衛反応がその本質にあり、それに基づく行為は瞬間的・反射的で理性でコントロールできないものであり、男性器ある人の女性トイレ・女湯使用を多くの一般女性が容認する状況があるのか甚だ疑問とされている⁽¹⁸⁾。

また、内閣府男女共同参画局「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果報告書」(令和四年三月)では、対象者一六、二四歳の性暴力(望まない性的な言動)被害遭遇率は任意回答者全体で二六・四%、女性の身体接触を伴う性暴力被害遭遇率一五%(男性五・一%)、性交を伴う性暴力被害遭遇率四・七%(男性

二・一%)、視覚による性暴力(露出等)遭遇率八・七%(男性三・七%)と女性の被害遭遇率は高い。

経産省事件一審判決(東京地判令元・一一・一二労働法律旬報一九九四号五二頁)は、同省においてもXが女性に性的危害を加える可能性が客観的に低い状態に至っていたことを把握していたとすが、これら女性の羞恥心や性的不安を裏付ける根拠はある。

イギリスの前掲クロフト対ロイヤル・メール事件同様、経産省事件においても、当局は、両者の利益を考慮して、Xと協議の上、その同意を得て職場トイレ使用態様を決めている。わが国では個別事案のケースバイケースの対応に関する明確な法令の基準が存在しない現在、民間企業等においても、信義則から同様の対応が求められる。その際、法理は異なるがイギリスの前掲平等人権委員会平等法実務ガイドも参考になろう。

なお、審判を受けた者は、法律上他の性に変わったものとみなされ、その性のトイレが使用できなければならぬ。損害賠償請求事件判決(東京高判平二七・七・一 LEXIDB25540642、静岡地浜松支判平二二六・九・八判例時報二二四三号六七頁)は、法令上女性とみなされるXが、それを受けたことを理由とする会員制ゴルフクラブ入会拒否により、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたとし、被告クラブ主張のXの女性浴室やロッカールーム使用に伴う会員の強い不安感や困惑の危惧は、X使用の際混乱なく抽象的危惧としている。

結び

わが国でも女性スペースの法的議論は始まったばかりである。今後の議論において関係者の雇用保護、信条の自由及び表現の自由が尊重されるべきことはもちろんである。

女性スペース問題は、わが国でも職場のみならず、学校、公共、商業施設等のトイレ・更衣室、シャワー・入浴施設から、病院⁵²、脱毛サロン、DVシェルター、性犯罪被害者ケア施設、刑務所・留置場、レスビアン・パーティー⁵³等に至るまで多岐にわたる(各種情報)。

最高裁は、特例法所定の四号・生殖機能喪失要件を現時点では憲法一三条、一四条一項に違反するものとはいえないとしており(性別の取扱いの変更申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件・最二小決平三一・一・二三集民二六一号一頁)、将来イギリス二〇〇四年性認定法のような要件緩和も考えられる。しかし、本稿冒頭で述べた多様なトランスジェンダーが女性スペースに入ることによる女性への各種影響や女性の権利・利益については、情報が乏しく、自由な議論がなされているわけではない。特例法の要件緩和も見据えて、それらの検討なく、トランス女性が女性スペースに入ることを安易に認めたり、使用者等の措置の違法性を論ずるべきではない。

(二〇二二年九月一五日脱稿)

【注】

- (1) 百澤明「性同一性障害に対する手術治療の現況」山梨医学雑誌二七卷三号(二〇一三年)二〇一頁他。
- (2) 南野知恵子監修『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』(日本加除出版、二〇〇四年)八一頁。
- (3) 針間克己「トランスジェンダーをめぐる」こころの科学二二〇号(二〇二二年)四三頁。
- (4) 永野健太他「性の多様性、性同一性障害について」九州神経精神医学士六四卷三・四号(二〇一八年)一一三頁。
- (5) International Encyclopedia of Women, vol. 4, Routledge, 2000, p. 1966.
- (6) WHO/Europe brief – transgender health in the context of ICD-11, www.euro.who.int/en/health-topics/health-determinations/gender/gender-definitions/who-europ-brief-transgender-health-in-the-context-of-ICD-11

- (7) 松浦大悟『LGBTの不都合な真実』(秀和システム、二〇二二年)一〇八頁以下。
- (8) 日本学術会議法学委員会社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「性的マイノリティの権利保障をめざして」(二〇一七年九月)二頁。
- (9) 米沢泉美編著『トランスジェンダリズム宣言』(社会批評社、二〇〇三年)一五頁。
- (10) 好井裕明編著『セクシュアリティの多様性と排除』(明石書店、二〇一〇年)一七〇頁以下(三橋順子)。
- (11) 神名龍子『トランスジェンダーの原理』(ポット出版プラス、二〇二二年)一〇頁以下。
- (12) 東優子・虹色ダイバーシティ・ReBit『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』(日本能率協会マネジメントセンター、二〇一八年)三三三頁以下。
- (13) 武内今日子「Xジェンダーはなぜ名乗られたのか」年報社会学論集三三号(二〇二〇年)一四二頁。
- (14) 判決は、審判を受けていない同一性障害受刑者MTF(単独処遇)の調髪処分につき、拘禁目的に必要な限り自己決定権は制約を受け、特段の事情は認められないとした。前掲法務省通知は、諸事情を考慮し当該者に処遇上有益である場合に限り調髪しないとする。損害賠償請求事件(東京地判平二二・四・一八LEX/DB35642)は、審判を受け女子受刑者収容施設入所中のMTFにつき、同通知は原則として国費によるホルモン療法を行わないことを定め、原告に特に必要な事情は認められないとした。
- (15) 適用法令は異なるが、慰謝料請求事件(東京地判平一八・三・二九判例時報一九三五号八四頁)は、適合手術を受けたが審判を受けていない被疑者MTFにつき、警察署留置場は男女区分留置だが、名譽、羞恥心及び貞操等を保護し留置場内規律を維持するため、原則男子と区分留置し、身体検査も名譽、羞恥心などの基本的人權を不当に侵害することのない相当な方法でなければならぬとした。
- (16) *Bostock v. Clayton County, Georgia*. *Altitude Express et al. v. Zarda et al.*; R.G. & G.R. Harris Funeral Homes v. EEOC, 590 U.S. (2020).
- (17) 各州法につき拙稿「トランスジェンダーの職場トイレ使用とセクシュアル・ハラスメント」平成法政研究二六巻一号(二〇二二年)二四五頁以下参照。
- (18) Equality Act 2010, Explanatory Notes, Section 7. Government Equalities Office, Equality Act 2010: What do I need to know?~ A quick start guide to gender reassignment for voluntary and community organisations in the provision of goods and services, 2010, p.4 (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/85024/vcs-gender-

reassignment.pdf

- (19) Sarah Croft v. Royal Mail plc, England and Wales Court of Appeal (Civil Division), Neutral Citation Number: [2003] EWCA Civ. 1045, Case No.: A1/2002/2092. 同事件につき前掲拙稿「三八頁参照」。
- (20) Reform of the Gender Recognition Act – Government Consultation, July 2018, p. 28 et s.(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/721725/GRA-Consultation-document.pdf).
- (21) Commons Library Research Briefing, 18 February 2022, Gender Recognition Act reform: Consultation and outcome, p. 23. (<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-9079/>).
- (22) Black's Law Dictionary, 8th Edition, Thomson/West, 2004では「beliefは、あるものの存在を可能性が高い又は比較的確実なものにみなす心の状態をいう(p. 164)。後述日本国憲法一四条一項及び労働基準法三条の信条は「creed」となっているが、本稿では両者を信条とす⁹⁶。
- (23) Helen Joyce, Trans – When Ideology Meets Reality, Oneworld, 2021, p. 261. は「同氏の提訴を「トランス女性性は女性(Trans women are women).」とのコメントラ(p. 9)を唱える性自認イデオロギー(gender-identity ideology)への反撃の開始と位置付ける」。
- (24) 同氏の事件につき前掲拙稿「三八頁参照」。
- (25) WOMEN'S PLACE UK: SEX, GENDER & DEVELOPMENT: MAYA FORSTATER (<https://womensplaceuk.org/2019/05/29/sex-gender-development-maya-forstater/>)
- (26) 一九九三年世界の市民社会支援のため投資家ジョージ・ソロス氏が設立、本部ニューヨーク。
- (27) 一九六一年設立、世界人権NGO、本部ロンドン。
- (28) OECD, Over the Rainbow? The Road to LGBT Inclusion, OECD, 2020, p. 183. www.oecd-ilibrary.org/
- (29) Maya Forstater v. Center for Global Development, Employment Tribunal, London Central, 13-21 November 2019, Case No.: 2200909/2019.
- (30) Equality and Human Rights Commission, Upholding the right to freedom of religion or belief(<https://legal.equalityhumanrights.com/en/case/upholding-right-freedom-religion-or-belief>)
- (31) Judith Suissa, Alice Sullivan: How can university promote academic freedom? Insights from the front line of the gender wars, Impact/Volume 2022, Issue 27, pp. 2 et s.(<https://www.impactjournal.com/2022/05/27/insights-from-the-front-line-of-the-gender-wars/>) 「世界で燃え広がるキャンセル・カルチャー」中央公論二〇二二年五月号一〇〇頁以下等。

- (32) *Case of Cambell and Cosans v. The United Kingdom*, Application no. 7511/76; 7743/76, 25 February 1982.
- (33) 一〇条(表現の自由) 1 すべての人は表現の自由の権利を有する。この権利は、公的機関の介入なく、かつ環境に関わらず、意見を保持し、情報及び考えを受け取り及び与える自由を含むものとする。本条は、国が放送、テレビ又は映画企業に許可を要求することを妨げるものではない。
- (34) 一七条(権利濫用禁止) この条約のなにもも国家、集団又は人がこの条約に規定する権利及び自由を破壊する目的で又はこの条約に規定する範囲を超えてそれらを制限する目的で活動に従事し若しくは行為する権利を含むものと解釈されてはならない。
- (35) 「附則三、二四条(性別適合……)(1)人は、一九四九年婚姻法五B条に従い行ったこと(生来の性に関わる婚姻厳粛化)のみにゆえに性別適合差別について「平等法」二九条(役務差別禁止)に違反しない。/(2)一九四九年婚姻法四四(1)項の下に人Bの婚姻の厳粛化にその同意が要求される人Aは、AがBの性が二〇〇四年性認定法の下に生来の性になったと合理的に信じる場合は同意を拒絶することにより性別適合差別について二九条に違反しない。」特例(Equalty Act 2010, Explanatory Notes, Schedule 3, Part 6.)
- (36) *Maya Forstater v. CDG Europe and others*, Employment Appeal Tribunal, 10 June 2021, Appeal No. UKEAT/0105/20/JO1. 山田省三「フェミニズム vs LGBT-SOGI?」労働法律旬報二〇二二号(二〇二二年)四頁以下参照。
- (37) *Maya Forstater v. GGD Europe, Center for Global Development, Masood Ahmed*, London Central Employment Tribunal, 6 July 2022, Case Number: 2200909/2019.
- (38) 拙著『セクシュアル・ハラズメント法理の諸展開』(信山社、二〇二三年)一六六頁以下参照。
- (39) *Allison Bailly v. Garden Court Chambers*, Employment Tribunal, London Central, 27 July 2022, Case No: 2202172/2020.
- (40) Equality and Human Rights Commission, Guidance - Separate and single-sex service providers: a guide on the Equality Act sex and gender reassignment provisions, April 2022(<https://www.equalityhumanrights.com/en/advice-and-guidance/separate-and-single-sex-service-providers-guide-equality-act-sex-and-gender>).
- (41) 判例は、憲法二四(一)項は国民に対し法の下の平等を保障した規定であって、列挙事項は例示的なもので、この平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨とする(尊属殺事件・最大判昭四八・四・四刑集二七巻三号二六五頁他。宮沢俊義『憲法Ⅱ』(有斐閣、一九五九年)二六九頁は、信条とは本来主として宗教的信仰を意味するが、人生ないし政治に関する根本的な考え方ないし信念(世界観ないし根本的政治観など)す

なわち非宗教的(道徳的ないし政治的)な信条も含まれるとする。

- (42) 松岡三郎『条解労働基準法(上)』(弘文堂、一九五〇年)四六頁、吾妻光俊『労働基準法』(日本評論社、一九五一年)一六頁。
- (43) 菅野和夫『労働法』(弘文堂、一九八五年)一一五頁、川口美貴『労働法(第五版)』(信山社、二〇二一年)二二九頁。
- (44) 永野靖「事例紹介 経産省事件」『ジェンダーと法』一五号(二〇一八年)一三四頁、同「判批」前掲二〇二〇年四月号一四四頁。ただし、立石結夏「判批」『労働法律旬報』一九九四号(二〇二二年)二四頁は、この性的利益の意味内容が不明とし、X代理人間主張の齟齬がある。
- (45) 拙稿「判批」『労働法律旬報』二〇〇一号(二〇二二年)三二頁、石崎由希子「判批」『ジュリスト』一五六九号(二〇二二年)一三三頁は、羞恥心につきXを異性とすること自体問い直す必要があり性的不安は本件では根拠なしとするが、島田裕子「判批」『法律時報』九四巻六号(二〇二二年)一一二頁は、どのような調整が図られるべきかが問題となるとする。
- (46) 菊地夏野他編著『クイア・スタディーズをひらく2』(晃洋書房、二〇二二年)一一二頁以下(志田哲之)。
- (47) 中塚幹也「子どもの性別違和とセクシュアルマイノリティ」『小児科』六三巻一号(二〇二二年)一〇頁。
- (48) カルーセル麻紀『女は一日にしてならず』(幻冬舎、二〇〇五年)一六頁以下、はるな愛『素暗らしき、この人生』(講談社、二〇〇九年)八二頁以下。
- (49) 三土明笑『夢をあきらめないで』(現代書館、二〇一九年)一頁、エリン・マクレディ他『エリンとみどり』(天夢人、二〇二二年)三三頁以下。
- (50) 佐倉智美『性同一性障害はオモシロイ』(現代書館、一九九九年)三九頁以下。
- (51) 城祐一郎・小林如乃「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律における生殖不能要件及び外観具備要件の合憲性に関する心理学的側面からの検討を含めた考察」『慶應法学』四七号(二〇二二年)一九六頁以下。
- (52) 患者入院への対応につき、高橋直子「トランスジェンダーの職員への合理的配慮」『病院』八二巻九号(二〇二二年)八五頁以下参照。
- (53) 前掲エリン・マクレディ他著書七六頁以下。